

宮崎県立宮崎工業高等学校部活動に係る活動方針

∞ 基本方針 ∞

- (1) 部活動は学校教育の一環として、合理的かつ効率的・効果的に実施する。
- (2) 「学び」の質を高める指導と、部活動の更なる振興による「文武両道」の推進を図る。
- (3) 生徒の自己実現の一翼を担うため、体育・文化・工業の専門分野など様々な活動を通して、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を養うものとする。

∞ 部活動一覧 ∞

- (1) 運動部（18）
陸上競技・水球・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・テニス・サッカー・ラグビー・ソフトボール・ハンドボール・レスリング・柔道・弓道・バドミントン・硬式野球・カヌー・空手道
- (2) 文化部（6）
美術・写真・吹奏楽・デザイン・放送・国際ボランティア
- (3) 工業技術部（8）
機械技術・自動車・生産システム・電気技術・電子情報技術・建築技術・化学環境・インテリア芸
- (4) 大淀同好会

∞ 活動時間及び休養日 ∞

- (1) 活動時間
学期中：平日 2時間程度 休日 3時間程度
長期休業中：学期中の活動時間に準ずる
- (2) 休養日
学期中：平日 1日 週末 1日以上
長期休業中：学期中の休養日に準ずる
- (3) 定期考査
学期中：定期考査1週間前から活動時間制限
定期考査前2日間は原則として活動禁止

※ 県の競技力に関する指定校（競技力強化指定校・競技力向上推進校・拠点校）及び学校独自の強化部等について、大会・合宿等が重なり、上記休養日が取れない場合は、計画的に休養日や活動時間を振り替えるなど、校長の責任のもと、運用の工夫を行う。

∞ 部活動の運営体制 ∞

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。なお活動計画については、生徒と保護者へ提示する。
- (2) 各部顧問は、スポーツ障害・外傷の予防や、学業とのバランスのとれた学校生活への配慮を行い、生徒の心身の健康管理に努める。
- (3) 各部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策を行い、事故防止に努める。
- (4) 各部顧問は、体罰は、いかなる場合も許されないことを認識して指導を行う。
- (5) 各部顧問（専門的指導者も含む）が不在の場合は、校長が認める外部指導者が指導を行うことができる。また、指導者が不在の場合は、無理のない安全な練習内容を事前に指示するなど、安全配慮義務を徹底する。

∞ 大会派遣 ∞

- (1) 運動部については、県教育委員会主催、高体連主催、高野連主催、国体県予選の大会に派遣する。
- (2) 文化部及び工業技術系部については、高文連主催、県高等学校教育研究会工業部会主催及びこれに準ずるものを派遣する。
- (3) 競技（部門）連盟や協会主催の大会については、地区予選（県大会・九州大会）を経て、全国大会出場を得た場合に限り、派遣を認める。